

令和 年 月 日

黒田庄こども園 園長 様

### 新型コロナウイルス感染症 経過報告書

園児のクラス・名前： \_\_\_\_\_ 組

保護者名： \_\_\_\_\_

下記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

※発症した日の翌日から起算、症状が軽快した翌日から起算します。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

#### 記

1 発症日：令和 年 月 日

2 診断日：令和 年 月 日（医療機関名： \_\_\_\_\_）

#### 3 体温の記録

体温測定日	測定時間：体温	測定時間：体温
月 日	午前 時 分： 度 分	午後 時 分： 度 分
月 日	午前 時 分： 度 分	午後 時 分： 度 分
月 日	午前 時 分： 度 分	午後 時 分： 度 分
月 日	午前 時 分： 度 分	午後 時 分： 度 分
月 日	午前 時 分： 度 分	午後 時 分： 度 分
月 日	午前 時 分： 度 分	午後 時 分： 度 分
月 日	午前 時 分： 度 分	午後 時 分： 度 分
月 日	午前 時 分： 度 分	午後 時 分： 度 分

（発熱期間が長く、症状軽快1日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。）

学校保健安全法施行規則第19条第2号による新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされています。